

## 平田村結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、婚姻に伴う新生活に対する経済的不安を軽減することにより、本村における少子化対策の推進に資することを目的として、平田村結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、平田村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年平田村規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に住宅を取得する際に要した費用のうち、物件の購入費用、物件の賃借に係る賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を除く。
- (3) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用については対象外とする。
- (4) 引越費用 婚姻を機に転居する際に要した費用のうち、対象期間に引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

**第3条** 補助金の交付を受けることのできる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ所得額（申請の時点において有職、無職に関わらず、夫婦の前年の所得額の合算をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は、民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が500万円未満であること。
  - (2) 対象となる住居が村内にあること。
  - (3) 夫婦の双方又は一方が対象となる住居に住居基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を行っていること。
  - (4) 村税等の滞納がないこと。
  - (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
  - (6) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
  - (7) 新婚世帯に平田村暴力団排除条例（平成23年平田村条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員がいないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、交付を受けた補助金額が前年度の上限額に達しなかった世帯は補助金の交付を受けることができる。

**第4条** 補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。）は、住居費、リフォーム費用及び引越し費用の合算額とする。

2 補助金の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日の属する月までとする。ただし、婚姻日より起算して過去1年以内に購入又はリフォームを実施した費用は含める。

**第5条** 第3条第1項に規定する世帯の補助金の額は、次の各号に定める額を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

(2) 前号以外の世帯 30万円

2 第3条第2項に規定する世帯の補助金の額は、前年度の上限額から、当該夫婦に前年度交付した補助金額を差し引いて得た額を上限とする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月31日までに平田村結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、村長に提出しなければならない。この場合において、第5号、第7号及び第8号の書類については、当該書類に係る事実がある場合にのみ提出するものとする。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 所得証明書

(3) 納税証明書

(4) 住居費用の領収書

(5) 引越費用の領収書

(6) 住宅の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）

(8) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、平田村結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

**第7条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じるときは、速やかに平田村結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、平田村結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求等)

**第8条** 交付決定者は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、平田村結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第9条** 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

**第10条** 交付決定者は、村長が補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金の交付を受けている場合は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

**第11条** 村長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条から第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。